

沖縄県公文書館が所蔵する引揚げ関係資料の紹介 —「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画を中心に—

土井智義[†]

はじめに

1 「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画

1-1 引揚げ計画の概要

1-2 引揚げ計画の時期区分

2 沖縄県公文書館が所蔵する引揚げ関係資料

—「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画にかかわる資料を中心に—

2-1 「日本」における引揚げ担当機関文書

—連合軍司令部参謀第三部文書

(RG331: 第二次世界大戦連合軍作戦行動・占領司令部文書) —

2-2 「琉球列島」における引揚げ担当機関文書

2-2-1 米軍政府に関する文書（フライマス文書）

2-2-2 沖縄民政府に関する文書（米国民政府との往復文書の管理に関する書類）

3 「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画の諸側面—引揚げ関係資料から見えること—

おわりに

はじめに

第二次世界大戦が終結し、「大日本帝国」という体制は崩壊した。しかし、それは、同「帝国」の勢力圏であった地域から戦争や植民地的支配など、人びとに苦難をもたらす政治体制の消滅を意味するものではなかった。やがて冷戦構造という米国や旧ソ連などの軍事的・経済的な覇権争いが形成され、直接的に戦火を交えた朝鮮戦争やベトナム戦争などを含め、それらの地域の多くは困難な時代を引き続き生きなければならなかった。むろん、軍事的事項を最優先する米国統治、そして施政権返還後も生じる基地問題等、沖縄という場所に生じる様々な出来事も、世界に遍在するこうした「困難」と地続きのものだと言えるだろう。このような状況下、本論が取り上げる「引揚げ repatriation」という歴史事象への関心があらためて高まっている。その関心は非常に多様な観点から引き出されており、「大日本帝国」による広域支配の実態やその崩壊後を見極める植民地史・戦史・戦後史研究などの接合点として、あるいは多様な背景をもつ人々の移動や共在、集団的送還などによる排除というグローバル化の進む現代にとっても喫緊の諸問題に取り組む移民研究の課題として、引揚げはいま、着目されつつある¹。すでに、加藤聖文編『海外引揚げ関係史料集成（国内編）』など日本政府文書を中心とする資料集²、また沖縄関係でも沖縄市が編纂した『インヌミから50年目の証言』³など貴重な資料集の刊行が見られるものの、本論が主に扱う「日本」から「琉球列島」への民間人の引揚げについて見ると、政策を推し進めた米国（特に連合軍司令部関係）や沖縄現地で受け入れた軍政府や住民側行政機構

[†] どい ともよし 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課 公文書閲覧補助員

¹ 今泉裕美子「序章 近年の『引揚げ』研究の視点と本書の課題」、今泉由美子・柳沢遊・木村健二『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究—国際関係と地域の比較から—』（日本経済評論社 2016年）pp.1-28

² 加藤聖文編『海外引揚げ関係史料集成（国内編）』全16巻（ゆまに書房 2001年）

³ 沖縄市企画部平和文化振興課『インヌミから50年目の証言 沖縄市史資料集5』（沖縄市役所 1995年）

の資料は未だ十分に明らかにされているとは言いがたい。そこで本論では、「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画（1946年～1949年）に焦点を当て、沖縄県公文書館（以下、当館とする）が所蔵する「日本」と「琉球列島」で引揚げを担当した機関資料を紹介し、利用者の調査に寄与することを期したい。

ところで、引揚げをめぐる歴史を考察する上で不可欠となる論点は、それが単純に人の移動にかかわるというだけではなく、統治者によって管理された大規模かつ集団的な『住民移送』政策（population transfer）という側面が見られることである⁴。また、その管理が、管轄を区別された異なる統治主体によって、複数の施政領域の間で行われる政策であったことも重要である。まず、本論が焦点をあてる「日本」から「琉球列島」への移動に関する資料を見る前に、ここでは副題にもつけた「日本」「琉球列島」という用語に関する簡潔な説明を加えておきたい。

1945年（昭和20）4月以降、米軍は沖縄戦の過程で日本軍を制圧した地区から、いわゆる「ニミッツ布告」と呼ばれる米国海軍軍政府布告第1号「権限の停止」を発し、「日本帝国政府の総ての行政権の行使を停止」する⁵。そして、「大日本帝国」の降伏をはさみ、同年11月26日付で上記のニミッツ布告を修正した米海軍軍政布告第1のA号を発し⁶、北緯30度以南の旧鹿児島県大島郡域と旧沖縄県全域における日本の行政権を停止し、奄美群島や先島諸島に米軍政を及ぼす根拠を確立した⁷。ただし、実際に先島諸島で米軍政が開始されるのは、宮古群島が同年12月8日で、八重山群島がやや遅れて同年12月23日であった⁸。奄美群島の場合、米海軍軍政布告第1号のA号が公表されず、実際に日本の行政権停止と米軍政の開始が実施されたのは、翌46年（昭和21）1月29日付、対日本政府指令のSCAPIN-677「若干の外廓地域を政治上・行政上日本から分離すること」により日本の行政権を本州・九州などの主要四島と隣接する諸小島に限定し、行政上は日本「本土」と同じく「内地」であった琉球諸島・伊豆諸島・小笠原諸島・千島列島および植民地朝鮮の済州島等の分割が規定された時である⁹。奄美群島では、翌月の2月になって「日本」との行政分離が公表され、米軍政が開始されたのは同年3月からであった¹⁰。このように後に「琉球列島」として統合される沖縄や奄美の各群島では、「大日本帝国」の行政権停止と米軍政の樹立が、沖縄戦の過程から始まる沖縄群島、45年（昭和20）末に確立される先島諸島、そして翌年初頭に開始される奄美群島と、段階的なプロセスを経て拡大し、日本「本土」との実質的な分離状況が開始されていく。その結果、46年（昭和21）には「琉球列島」という米国にとっての一つの統治上の枠組みが成立した。

⁴ 安岡健一「土地所有と民族問題：農地改革から考える」『立命館言語文化研究』第28巻3号（立命館大学国際言語文化研究所2017年1月）pp.49-64

⁵ 米国海軍軍政府布告第1号「権限の停止」（RDAP000031）沖縄県公文書館所蔵（琉球政府文書デジタルアーカイブ）。なお、原資料の片仮名は平仮名に変更した。以下、沖縄県公文書館の琉球政府文書デジタルアーカイブを利用する場合、「沖縄県公文書館 RDA」と記す。なお、米軍政府の布告・布令・指令については、月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（I）～（IV）』（池宮商会 1983年）および GEKKAN OKINAWA SHA, ed., *Laws and Regulations during the U.S. Administration of Okinawa (I)～(IV)* (Ikemiya Shokai & CO.,1983?) を、適宜参照している。

⁶ 米国海軍軍政府布告第1号のA号「権限の停止」『訓令布告告示綴 1946年～1950年』（R00003014B）沖縄県公文書館 RDA。

⁷ 竹前栄治・中村隆英 監修／松本邦彦 訳・解説『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』（日本図書センター1996年）pp.13-14。とくに訳注2を参照。

⁸ 宮古および八重山諸島の軍政開始時期については、大城将保『琉球政府』（ひるぎ社1992年）p.44

⁹ 前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』pp.13-14。とくに訳注2を参照。なお、連合軍最高司令官から日本政府に対して発せられた指令（Supreme Commander for the Allied Powers Directives to the Japanese Government）の日本語主題名などについては、名古屋大学法学研究科附属法情報研究センター作成「SCAPINs（GHQ 対日指令）年表」（<http://archive.is/nnpX5> 2017.11.11）を参照した。

¹⁰ 奄美群島の行政分離と米軍政の開始については、三上絢子、前掲『米国軍政下の奄美・沖縄経済』（南方新社2013年）pp.29-43 および pp.47-49 を参照

見てきたように、日本「本土」と「琉球列島」は、前者が連合国による占領、後者が米国の単独占領という差異がある一方、いずれも統治主体が米軍という共通点をもつが、異なる管轄の下に占領行政が行われることになった。特に米軍側の資料においては、この両者を「日本」と「琉球列島」と区別して記述することが多く、その傾向は、例えば、引揚げ計画と同時代に作成された1948年（昭和23）1月1日付、陸軍省 特別参謀 軍政民事課の『日本と琉球列島：占領下における米陸軍の諸問題1945-1947』という報告書の題名にも明示されている¹¹。また、この区別は、住民からなる行政機構の資料にも登場する。沖縄群島の事例だが、沖縄民政府会議録を繙くと、米軍政府関係者が参加しない部長会議において、日本「本土」からの引揚者について「日本から帰へる」と表現し、米軍側と同じく日本「本土」を「日本」と呼ぶこともあった¹²。本論では、このように、同時代において両者を「日本」と「琉球列島」と区別して呼ぶことがあった点、また本論がとりわけ米軍側の文書を多く参照する点も考慮し、参照資料の英語原文と記述用語（日本語訳文を含む）との統一性を確保しつつ歴史の再構成をはかるため、両者を「日本」と「琉球列島」（奄美群島も含む）として記述する。

「国境」が人やモノの流れの管理と施政領域の分割とが結びつくあり方を指したものだとするれば、それは、「日本」と「琉球列島」の間にも画されていたのである。ここに両者間の移動が、出入管理の対象となる点も明らかになるだろう。そして、人の移動を管理するということは、当然ながらそれを管轄する機関が存在することになる。本論では、引揚げ計画という大規模かつ集団的な人の移動をとまなう政策を、公文書等から検証する際の導入となるべく、当館所蔵の引揚げ関係資料を紹介する。まず第1節では、「日本」から「琉球列島」への引揚げについて、その概要や計画の時期区分を記す。続く第2節では、当館所蔵資料から本論のテーマに関係する文書を資料群別に説明する。そして第3節では、紹介した資料群の中から、引揚げ計画について見えてくる重要な史実や沖縄近現代の課題を提示したい。これらの作業により、「引揚げ」という近年注目される歴史事象を例として、資料の階層や特質を把握しながら資料群別にその性格を記し、公文書から出会うことのできる史実等を提示することで、利用者が当館所蔵資料に注目し、効率的に調査を行い活用されることに寄与したいと考える。

1 「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画

本節では、「日本」と「琉球列島」への引揚げ計画について、まず占領機関によって取り組まれた同計画の概要を説明し、次に段階的に実施された同計画を時期区分に則して記述する。

1-1 引揚げ計画の概要

日本が45年（昭和20）8月14日に受諾したポツダム宣言では、その第9条において、日本軍が武装解除後、「各自の家庭に復帰し平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし」と、後に日本勢力圏の内外に派兵された日本軍人の復員の根拠となる規定が書き込まれていた¹³。そして、1945

¹¹ *Japan & Ryukyus: Problems of U. S. Army in Occupation 1945-1947* (Civil Affairs Division, Special Staff, Department of the Army 1948.1.1) (0000025612) 沖縄県公文書館所蔵フライマス文書。なお本報告書作成機関の日本語訳については公益財団法人 公文書管理課 資料公開班班長 仲本和彦氏よりご教示を頂いた。記して、謝意を申し上げたい。また合わせて、福原優子・島袋直美・安里早矢佳「沖縄統治に関わった米国政府組織および関係者一覧」『沖縄県公文書館研究紀要第11号』（沖縄県文化振興会 2009年3月）pp.17-37も参照。

¹² 『会議録 5 沖縄民政府 1946年5月～7月』（R00160115B）沖縄県公文書館 RDA に所収の1946年（昭和21）5月10日付「部長会議」における大宜味朝計の発言より。

¹³ *Lori Watt, When Empire Comes Home : Repatriation and Reintegration in Postwar Japan* (Cambridge : Harvard University Press, 2009) pp.36-37. なお、ポツダム宣言の引用は、加藤聖文『「大日本帝国」崩壊—東アジアの1945年』（中公新書 2009年）p.239-241に附録のものを利用した。

年（昭和20）8月10日から11日にかけて米軍が起草し、同年9月2日付で発せられた「一般命令第1号（指令第1号）、連合軍最高司令官室」（以下、一般命令第1号とする）によって、日本降伏後の旧日本勢力圏における統治担当者を連合軍から指定することと合わせて、各地にいた日本軍を本国に送還する旨が規定された。重要なことは、ポツダム宣言や一般命令第1号は、日本軍人の武装解除と帰還のみを規定し、「大日本帝国」という帝国主義国家の展開にともない、その勢力圏内外に居住することになった「日本人」（各地によってその対象は異なる）の引揚げについては全く言及がなかったという点である¹⁴。またこの民間人を軽視する点は、のちに「日本」とされる地域に居住する域外出身者の引揚げについても同様であった。このように、「大日本帝国」の崩壊後の連合国による地域再編にともない、引揚げという大規模かつ集団的な「住民移送」が双方向的に計画されることになった。ここでは、主に連合軍最高司令官総司令部（General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers、以下GHQ/SCAPとする）が作成した正史を用いつつ、「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画の経緯を簡潔に記しておく。

「日本」からの引揚げは、総じて、まず連合軍の将兵が優先され、続いて連合軍国民の送還がなされた。そして、その次に「アジア系外国人」の「特別な集団」が優先されたが、この「特別な集団」の中には、「朝鮮人」、「中国人」、「台湾人」とともに「琉球人」が含まれていた（以下、本論の主題となる「琉球人」以外、煩雑さを避けるため括弧を外す）。「日本」から「琉球列島」に引揚げた人びとは、沖縄や奄美、トカラ列島の出身者やその配偶者および子弟等だが、この人びとは、GHQ/SCAPによって「日本」にとっての「外国人」、とくに「アジア系外国人」の一部としてとして捉えられ、「琉球人」と一括して認識されていたのだ¹⁵。「琉球人」は、朝鮮人や台湾人とともに、アジア系のなかでも「特別な種類の三大集団」として言及され、「戦争前に日本が獲得したか、1937年以降に日本軍に占領された委任統治領の島々やその他の地域の元住民（natives）」の一部とみなされていた¹⁶。また、引揚げに関しては、GHQ/SCAPの管理下にある日本政府も、占領軍と異なる「南西諸島」等の名称を用いるものの、「日本」から分離され、引揚げ計画の対象となった「琉球列島」の出身者に対する「非日本人」観を共有していたと指摘されている¹⁷。

なお、事実誤認のなきように記せば、この「琉球人」とは、先述した通り、あくまでも第二次大戦後に米国が再編した北緯30度以南の「琉球列島」に本籍をもつ者（口之島を含む旧鹿児島県大島郡および旧沖縄県に本籍をおくと見なされる者）を指すことに留意されたい。ゆえに、旧沖縄県本籍者と同じカテゴリーではない¹⁸。

1-2 引揚げ計画の時期区分

かくて「琉球人」を含む「アジア系外国人」の引揚げは、次のように三期から成る段階的な計画として取り組まれた。すなわち、第1期（45年9月～46年3月）の「自発的帰還」、第2期（46年3月～同年12月）の「管理された集団送還」、第3期（47年1月～49年）の計画に基づく「個別的な送還」という三段階の計画である。以下では、三つの段階に則して記述を進めたい。

¹⁴ Watt, op.cit. pp.36-37.

¹⁵ 前掲『GHQ日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』pp.19-20

¹⁶ 同前 pp.7-9

¹⁷ 戸邊秀明『『残留者』が直面した境界の意味 日本占領期在九州沖縄人の声を紡ぐ』黒川みどり 編『近代日本の「他者」と向き合う』（解放出版社2010年）pp.228-253

¹⁸ 引揚げ計画における「琉球人」というカテゴリーについては、前掲『GHQ日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』p.52の訳注4および7に詳しい。

第1期（1945年9月～46年3月）は、「自発的帰還」の時期である。当該期は、GHQ/SCAPの計画ではなく、各自が自力で引揚げたことに特徴がある。当時、戦火によって破壊された沖縄本島や周辺離島は人を受入れられる状況になく、沖縄群島への帰還希望者を指す「沖縄人（Okinawans）」を除き、ほかの「琉球人」については、45年（昭和20）12月中に送還希望者を帰還させるための手配が完了した。GHQ/SCAPによれば、この時期の引揚げは、45年（昭和20）11月1日付、日本政府への指令 SCAPIN 224号「日本からの非日本人の送還（Repatriation of Non-Japanese from Japan）」等に基づき「完全に自発的」に行われ、「戦犯と分類された者」を除き、いかなる資格制限もなく引揚げが認められたとされている¹⁹。だが、当該期の施策の焦点は朝鮮人であり、「琉球人」や台湾人らの引揚げは暫定的に延期されたが²⁰、少なからず「琉球人」らの引揚げも実施されたようだ。この時期、「日本」から「琉球列島」への送出港は鹿児島に限定されていたが、45年（昭和20）11月の奄美大島への送還を皮切りに、46年（昭和21）3月までに合計で奄美大島へ1万496人、八重山へ2,805人が引揚げられている²¹。

第2期（46年3月～同年12月）は、「管理された集団送還」の時期である。当該期は、GHQ/SCAPが日本政府および引揚げ先の各統治機関との連携によって、大規模かつ集団的な計画的「住民移送」が実施された。46年（昭和21）1月になると、朝鮮人の「自発的帰還」の減少が顕著となり、なるべく多くの者に帰還を奨励すべきだという課題がGHQ/SCAPに認識されると同時に、「琉球人」を含む「アジア系外国人」の多数が引揚げを望まず、出発に躊躇しているという事実が明るみに出た²²。連合国最高司令官は、将来的に自己の「責任」の下に取り扱うことになる「連合国国民ではない諸国民」の規模を把握するため、46年（昭和21）2月17日付で、SCAPIN 746号「朝鮮人、中国人、琉球人および台湾人の登録（Registration of Koreans, Chinese, Ryukyans and Formosans）」を発し、日本政府に帰還希望者数の調査を命じた。「琉球人」たちは、この指令によって氏名・年令・性別・出生地・日本での住所・職業・引揚げの希望などが調査された²³。

この登録制は、「不良分子」とされる朝鮮人の強制送還も念頭に、日本政府の発案によってなされたとも指摘されるが²⁴、期限までに登録なき場合、移動のための交通費などを公費で負担する「特権」を喪失すると規定され、登録は半ば強制的に実施された。北緯30度以南に本籍をおく「琉球人」も、この登録制度の対象となったのである。続けて同年3月16日付でGHQ/SCAPは、全体的な送還計画を日本政府に提示し²⁵、3月18日に登録が実施されたが、そのうち「琉球人」は、登録者数で20万943人、うち帰還希望者は14万1,377人を数えた（旧鹿児島県大島郡への帰還希望者2万8,834人を含む）²⁶。その後、同年7月2日、最高司令官は、全ての「アジア系外国人」の送還を46年（昭和21）12月

¹⁹ 同前 p.20 SCAPIN 224号「日本からの非日本人の送還」の原文は、国立国会図書館 HP「国立国会図書館デジタルコレクション」(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9885288> 2018.1.7) を参照。

²⁰ 同前 p.21

²¹ なお、例外として、浦賀港から奄美大島へ374人が引揚げた。戸邊、前掲論文 p.231

²² 前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』 p.23

²³ 同前 pp.23-25 SCAPIN746号の原文は、国立国会図書館 HP「国立国会図書館デジタルコレクション」(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9885818> 2017.11.12) を参照。なお、ここでの「登録」は、翌1947（昭和22）年制定の旧憲法下最後の勅令たる「外国人登録令」とは、大きく異なっている。外国人登録令において、日本政府は、朝鮮人団体らの意に反して日本国籍の継続を主張しながらも、「大日本帝国」下で戸籍法の適用を受けなかった朝鮮人や台湾人を「外国人」と見なして登録を義務づけたが、むしろ旧「内地」を構成する都道府県の一部として戸籍法の適用を受けていた「琉球人」はこの登録令の対象ではなかった。鄭榮桓「在日朝鮮人の『国籍』と朝鮮戦争（1947-1952年）—『朝鮮籍』はいかにして生まれたか—」『PRIME』40号（明治学院大学2017）pp.36-62

²⁴ 戸邊、前掲論文 p.231

²⁵ なお、計画とは、SCAPIN 822号「引揚」を指す。前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』 p.24

²⁶ 前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』 pp.23-35 および戸邊、前掲論文 p.232

31日で終了する目標を表明した²⁷。

しかし、先述した登録と同日の1946年(昭和21)3月18日、GHQ/SCAPは、「琉球列島」への送還中止を日本政府に言い渡す²⁸。その理由は、「日本」で天然痘が流行したためだが、結局、送還は同年8月まで停止された。その背景には、米太平洋陸軍司令官も兼任する連合軍最高司令官マッカーサーが「日本」を管轄したのに対して、「琉球列島」を米海軍太平洋区域総司令官(CINCPAC : Commander in Chief Pacific Ocean Areas)が担当したことから統合的な政策がとれず、食糧不足などを理由に海軍が受入れを拒否したという事情が存在した。結局、「琉球人」の送還は、同年7月1日に「琉球列島」の軍政が陸軍(太平洋陸軍総司令官)の管轄となり、「日本」からの送還および「琉球列島」への受入れを単一の組織が計画できるようになってようやく進展をみるようになった²⁹。その後、46年(昭和21)7月24日付で、日本政府に対して「沖縄人およびその他の琉球人」の引揚げ準備が命じられ、同年8月15日から12月26日まで1か月あたり数万人単位で「琉球人」の「集団送還」が実施されている。8月中旬から年末までのわずか4か月ほどの間に、総計14万1,582人の人びとが「琉球列島」へと引き揚げたのだ。この「琉球人」の移送をもって、「アジア系外国人」の「集団送還」を46年(昭和21)中に終了させると述べた最高司令官の計画が完了するところとなった³⁰。

最後の第3期(47年1月～49年)は、第2期と同様に計画に基づくものだが、集団的なものではなく、「個別的な送還」の時期である。当該期は、46年(昭和21)3月の登録等で公費送還の「特権」を得た者だけに個別的に引揚げを認め、主に病気等のため第2期に帰還できなかった者および同期以降に「外地」等から「日本」に帰還した者たちを引揚げの対象とした。「琉球人」の個別的送還計画は、47年(昭和22)2月14日付で認められ、翌3月から引揚げが開始された。そして、48年(昭和23)12月23日には、「琉球列島」への帰還希望者に個別的送還が終了する旨が告げられるが、49年(昭和24)3月14日まで受付可能とされ、同年8月まで送還が続けられた。この個別的送還の結果、2万人以上の人びとが「琉球列島」へと引揚げている³¹。その後、GHQ/SCAPは、公費での計画的な送還が中止される旨を49年(昭和24)8月12日付で日本政府に勧告する。併せて「琉球列島」から「日本」への送還についても取り決められ、8月15日以降、同情すべき場合または占領軍が「日本」あるいは「琉球列島」の利益になる場合という特別の事情が認められる条件でのみ、渡航費の自己負担によって「琉球列島」から「日本」への渡航が許可されている³²。また「琉球列島」への渡航についても、同様に特別な事情が認められる場合のみ個別に認められることになった³³。こうして、45年(昭和20)末以来、50年(昭和25)5月までに18万430名の人びとが「琉球列島」へと引揚げている(数字は、公費による引揚げ計画終了後の人数を含んでいる)。

かくして46年(昭和21)初頭に立てられた「アジア系外国人」の送還計画全体は、49年(昭和24)に終了した「琉球人」の「個別的な送還」をもって幕を閉じることとなった。ところで戸邊秀明も指摘するように、この「個別的な送還」について、GHQ/SCAPの正史が「これは本質的に掃討作

²⁷ 前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』同前 p.25

²⁸ 1946年3月18日付、SCAPIN 825号「日本から琉球への帰還の停止」による。前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』p.31

²⁹ 前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』pp.30-32 および戸邊、前掲論文 p.232-233

³⁰ 前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』pp.30-32

³¹ SCAPIN 1527号「非日本人の帰還」(1947.2.14)およびSCAPIN 1950号「琉球人の帰還終了」(1949.8.12)。前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』pp.39-40 および同書 pp.199-200の附録「B 日本からの送還者数(国籍別)(1945年11月-50年4月)」参照。

³² SCAPIN 2038号「琉球から日本への旅行」(1949.8.12) 同前 p.39

³³ 戸邊、前掲論文 p.234

戦（mopping up operation）であり、送還の資格をいまなお有している者にとっては故郷（mainlands）に帰るための最後の機会であることを確信させるもの」と記したことは注目に値しよう³⁴。「引揚げ」とは、本人たちの「希望」があったとしても、GHQ/SCAPも記すように、「字義通りでは彼らは難民なのだが（中略）彼らは深刻な福祉問題を呈示しただけでなく、彼らに引き続き手当をすることはすでに拡張された予算の緊張をさらに高める」との理由で、「日本」から「掃討」された人びとでもあったことは想起されるべき重要な史実である³⁵。

2 沖縄県公文書館が所蔵する引揚げ関係資料

—「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画にかかわる資料を中心に—

当館では、1972年（昭和47）5月15日の施政権返還によって発足した沖縄県が引き継いだ「琉球政府文書」、同県が作成・収受した公文書等を保存期間満了後に当館に移管した「沖縄県文書」、当館が米国で収集した文書を中心とする「米国収集資料」、米国民政府職員や琉球政府行政主席など沖縄をめぐる施策に様々な立場でかかわった個人文書や琉球王国時代の古文書等を含む「沖縄関係資料」、その他行政刊行物等の資料を保管している。このように、当館には沖縄群島を中心として、「琉球列島」の統治にかかわった米国側、その管理下で様々な業務を担った沖縄側の文書を、利用者が一か所で閲覧できるという利点がある。「日本」から「琉球列島」への引揚げに関して述べると、当館所蔵資料では、「日本」からの引揚げを担当したGHQ/SCAPの文書、沖縄現地で引揚者の受入れ等に関わった軍政府の文書（担当職員の個人文書を含む）、軍政府の管理下で引揚げの実務を担った沖縄民政府の文書（琉球政府文書に含まれる）などが特に重要となるだろう。なお、「日本」から「琉球列島」への引揚げには、GHQ/SCAPのもとで日本政府や都道府県庁も業務を担当したが、原則として当館では日本政府機関の文書を所蔵していないことから、本稿では取り扱わないこととする³⁶。

日本政府がポツダム宣言を受諾したことを受け、「大日本帝国」の本国や植民地、委任統治領、その他の占領地および各地に派兵された日本軍の処遇など、日本の全権限が連合国の管理に移管されることになった。そして、日本「本土」、南朝鮮、琉球諸島は、米太平洋陸軍司令官（Commander-in-Chief, USAFPAC : United States Army Forces, Pacific）の管理下におかれた。マッカーサーは、米太平洋陸軍総司令官として琉球諸島と南朝鮮に軍政を設立する一方、彼のもう一つの肩書である連合国最高司令官として、「日本」において、彼の監視と管理のもと日本政府による民事行政の継続を認めた³⁷。「はじめに」で述べたように、本論で取り上げる引揚げは、「日本」から「琉球列島」へという異なる占領体制下におかれた領域間の住民移送である。それゆえ、関連資料を調査する上では、引揚者を受入れる側の米軍単独占領下の「琉球列島」だけではなく、送出する側の「日本」の文書もみる必要があるだろう。また付言すれば、「日本」の場合も実質的には米国による単独占領の要素が強く、ともに米政府の文書が最重要資料となることを意識することが求められる³⁸。

また、「日本」および「琉球列島」の双方とも、軍隊による占領であることに間違いはないが、戦闘や訓練等の直接的な軍事活動（military affairs）と、軍部隊以外の住民統治や非軍事的な活動の管理に

³⁴ 同前 p.228 なお引用は、前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』pp.35-36

³⁵ 前掲『GHQ 日本占領史 第16巻 外国人の取扱い』p.31

³⁶ 例外として、日本政府文書のうち、琉球政府の担当業務で在沖縄の国機関に引き継がれた文書の一部が、当館に引き渡されている。例えば、沖縄関係資料の「国・地方公共団体の文書」中の那覇地方裁判所文書や海難審判庁資料が該当する。

³⁷ 竹前栄治・中村隆英 監修／高野和基 訳・解説『GHQ 日本占領史 第2巻 占領管理の体制』（日本図書センター 1996年）p.116

³⁸ 仲本和彦『アメリカ国立公文書館 徹底ガイド』（凱風社 2008年）p.128

かかわる民事活動（civil affairs）が、密接に絡まりあいながらも異なる任務として取り組まれていることに留意しなければならない³⁹。とりわけ民間人の引揚げを取り扱う本論においては、上記二種類の占領活動うち、民事活動に着目した資料探索が求められることになる。以下では、簡潔に軍事と民事との区別に着目しつつ、本論で扱う「日本」と「琉球列島」の民事を担った機関を説明し、当館所蔵資料について特に関係する資料群を紹介したい。

2-1 「日本」における引揚げ担当機関文書

— 連合軍最高司令部参謀第三部文書（RG331⁴⁰：第二次世界大戦連合軍作戦行動・占領司令部文書） —

ここでは、「日本」から「琉球列島」への引揚げをめぐって、「日本」で引揚げ者の送出を管轄した連合軍最高司令部参謀第三部文書について、先述の軍事と民事の機能にも着目しながら紹介する。

「日本」における占領に際して、その軍事活動を担当したのは、1945年（昭和20）4月3日に統合参謀本部の命によって再編・新設された、マニラに司令部をおき、マッカーサーを司令官とする先述の米太平洋陸軍であった。また、米太平洋陸軍の司令官マッカーサーは、45年（昭和20）8月13日付で連合軍最高司令官（SCAP）に任命され、翌8月14日付で米国トルーマン大統領がその旨を正式に発表した⁴¹。マッカーサーは、米太平洋陸軍司令官と同時に連合軍最高司令官を兼任し、「日本」占領にあたることになった。マッカーサーが「日本」に到着した8月30日、米太平洋陸軍の司令部は横浜に移され、9月2日のミズーリ号艦上での降伏調印を挟み、9月17日、同司令部は東京に移動する。以降、米太平洋陸軍（47年1月以降は米極東軍）は一貫して「日本」占領の中核となり、連合軍の指揮権は、米太平洋陸軍の指揮系統を通じ、米太平洋陸軍司令官が行使した。9月22日以降は、日本占領に英連邦軍（BCOF：British Commonwealth Occupation Forces）も加わるが、米軍と対等な立場で連合したわけではなく、米太平洋陸軍の指揮下に編入されている⁴²。これら軍部隊は、民事活動のスタッフの求めに応じて、「占領政策の実施に必要なならば、（中略）ただちに行動がおこせる状態」であったが、それは占領があくまでも軍事的な活動に支えられていた事実を想起させる⁴³。

一方、民事活動について見てみよう。周知のように、民事活動は一般に「GHQ」と呼ばれる連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が担当したが、それは次のようなプロセスを経て構築された。米太平洋陸軍は、マニラに司令部があった45年（昭和20）8月5日、同軍内に軍政局を設置し、同局が「日本」占領当初の民事活動を担当した⁴⁴。米太平洋陸軍は、司令部を東京に移した9月以降、経済科学局や民間情報教育局などの専門部局を軍政局から独立させ、軍政局と連携して民事活動にあたらせた⁴⁵。そして、10月2日、連合軍最高司令官の民事活動の遂行を支援するため、これら軍政局等を発展解消させ、「総司令部のスタッフ機能」として連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が設置された⁴⁶。以後、GHQ/SCAPが、「日本」占領における民事活動を担当した。9月2日に調印された

³⁹ 仲本和彦「民事報告書に見る米国統治下の米軍の民事機能」『沖縄県公文書館研究紀要第19号』（沖縄県公文書館HP <http://www.archives.pref.okinawa.jp/wp-content/uploads/649a408fad861c549005c3ec0e483e4.pdf> 2017.11.12）

⁴⁰ RGは、米国国立公文書館における資料分類で最上位の階層を示す「記録群（Record Group）」の略記である。同館では、資料の「出所の原則」に基づき、文書を管理していた「組織・機能別分類」が行われている。前掲、仲本『アメリカ国立公文書館 徹底ガイド』pp.46-47

⁴¹ 前掲『GHQ 日本占領史 第2巻 占領管理の体制』pp.3-15

⁴² 同前、p.19-21

⁴³ 竹前栄治『GHQ』（岩波新書1983）p.60

⁴⁴ 国立国会図書館HPリサーチ・ナビ「RG-4 Records of General Headquarters, United States Army Forces, Pacific (USAFPAC), 1942-1947」（<http://navi.ndl.go.jp/kensei/entry/MMA-17.php> 2018.1.12）参照。

⁴⁵ 前掲『GHQ 日本占領史 第2巻 占領管理の体制』p.19-21

⁴⁶ 同前、pp.26-27

降伏文書に基づき、日本政府および日本軍は連合軍最高司令官の管理下に入ることになったが、さらに後続の諸指令などに基づき、最高司令官は軍事占領者が敵国にて通常有する諸権能に加え、ポツダム宣言及び降伏文書を履行するために必要なすべての措置をとることが認められた。日本占領の場合、「琉球列島」でとられた直接統治とは異なり、天皇または日本政府を通じた間接統治が実施されることになった⁴⁷。こうした「間接統治」に関する民事活動を、GHQ/SCAP が担当したのである。

ところで、GHQ/SCAP について、二点ほど付言しておきたい。一つは、GHQ/SCAP、すなわち連合軍最高司令官総司令部と米太平洋陸軍司令部との関係性についてである。GHQ/SCAP の設置以降、「日本」には、軍事活動を担う米太平洋陸軍の司令部と合わせて二つの司令部が存在したが、実体としては、米太平洋陸軍の参謀各部が GHQ/SCAP の部局を兼任し、その担当者や機能も重複する「二重構造」を有していた⁴⁸。もう一つは、担当する職員個人としては同一人物であったとしても、二つの司令部には軍事と民事という機能面だけではなく、両者の管轄する地理的スケールに差異がみられた。原則として GHQ/SCAP が「日本」として限定される地域だけを管轄したのに対して、先述のように、米太平洋陸軍は「日本」、「琉球列島」、南朝鮮などを担当した。「日本」を越えて展開する米太平洋陸軍の性格ゆえに、同軍司令部は「日本」にありながらも「琉球列島」の軍政＝民事にも深くかかわることになるのである。このように、「日本」を越えたスケールで展開する米太平洋陸軍が、GHQ/SCAP と「二重構造」を有したことで、「日本」占領は、「琉球列島」を含む米国のより広域的な政策と直結したのである。なお、米太平洋陸軍は 1946 年（昭和 21）12 月末に廃止され、47 年（昭和 22）1 月 1 日、「日本」、南朝鮮、「琉球列島」、フィリピン、マリアナ諸島、小笠原諸島を管轄する極東軍総司令部（GHQ/FEC : General Headquarters, Far East Command）が設置されている⁴⁹。

さて、ここで引揚げに関する業務について述べると、「琉球人」を含む引揚げ対象者の「外国人」の管理と規制は、最高司令官のみが責任を負った⁵⁰。そして、具体的に計画立案等の業務を遂行したのは、通常の入出国管理を担当する GHQ/SCAP 参謀第一部ではなく、「占領軍の作戦、すなわち降伏条項や日本政府に対する指令の実施について最高司令官に助言」を行う参謀第三部であった⁵¹。

当館では、国立国会図書館が収集した GHQ/SCAP 文書の内、沖縄関係の資料のみを選別して、マイクロフィッシュを複製し、1,094 件（1 件は、米国国立公文書館の 1 フォルダに相当）の文書を収集している⁵²。引揚げに係る GHQ/SCAP 参謀第三部文書を見ると、「Reparation [Repatriation] File, 1945-50」というシリーズが重要だが、当館では、当該資料群より「Ryukyu File」と名づけられた全 6 件を所蔵している。これらには、「日本」に居住する「琉球人」の居住地別統計や船舶の運航状況など引揚げ計画のあり方がうかがわれる資料が含まれる。

⁴⁷ 同前、p.6。また国立国会図書館 HP リサーチ・ナビ「Records of General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ/SCAP」(<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/GHQ.php> 2017.11.8) も参照。

⁴⁸ 竹前、前掲『GHQ』pp.88-97

⁴⁹ 国立国会図書館 HP リサーチ・ナビ「RG-4 Records of General Headquarters, United States Army Forces, Pacific (USAFPAC), 1942-1947」(<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/MMA-17.php> 2017.11.8) および「Records of General Headquarters, Far East Command, Supreme Commander for the Allied Powers, and United Nations Command, 1945 - 1960」(<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/FECOM.php> 2018.1.15) も参照。

⁵⁰ 前掲『GHQ 日本占領史 第 16 巻 外国人の取扱い』p.9。なお、「琉球人」を含む「アジア系国民」の送還に対する最高司令官の責任は、1946（昭和 21）年 7 月で終了する。同書 p.25

⁵¹ 前掲『GHQ 日本占領史 第 2 巻 占領管理の体制』pp.29-32

⁵² 沖縄県公文書館 編『GHQ/SCAP 文書目録—沖縄関係資料—』（沖縄県公文書館 1998 年）。なお、国立国会図書館所蔵の GHQ/SCAP 文書は、同館が米国国立公文書館より 78（昭和 53）年から 91（平成 3）年の実に 14 年にわたり、原則として全資料をマイクロ化によって収集し、マイクロフィッシュ形態で利用者の閲覧に提供しているものである。

2-2 「琉球列島」における引揚げ担当機関文書

次に、「日本」からの引揚げを受け入れた「琉球列島」における引揚げ担当機関の文書を紹介したい。「琉球列島」に存した機関の文書から引揚げに関する資料を調査する場合、「日本」と同じく民事を担当した軍政府の文書が重要となる。だが、米国国立公文書館においても「琉球列島」の米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands、以降 USCAR とする）設立以前の軍政府に特化した資料群は存在していない。そのため、利用者は、軍政府の機能を引き継ぐ機関またはそれに携わった個人などを自身で見定めて資料調査に当たらねばならない⁵³。また、「琉球列島」の民事については、軍政府管理の下で実務を担った住民側の機関文書も重要であることは言を俟たない。

上記の課題に即して、ここでは米軍政府の文書と住民が従事した行政機構の文書の双方を取り上げてみたい。両機関を複合的に検証することで、「琉球列島」における引揚げの具体的な実施状況を浮上させ、当事者たちの経験にもより密着した資料調査になり得ると考えられる。ここでは、まず米軍政府に関する文書として、軍政初期の1946年（昭和21）から「琉球列島」の民事に携わったエドワード・O・フライマス氏（Edward Otto Freimuth 1919 - 2001年）の個人文書を取り上げる。通常、公文書を調査する場合、発生機関を特定して探査することが求められるが、上述のように軍政期の資料には困難がつかまとう。そのため、軍政期の引揚げ業務に携わり、資料を広範かつ合理的に収集・保管されたフライマス氏の個人文書を重視したい。次に、軍政府下で実務を担った住民側の機関を見ると、引揚げ計画が実施された時期に存在したのは沖縄民政府（46年4月～50年11月）ということになる。本節では、琉球政府文書の総務局中、「渉外広報部文書課」のシリーズ「米国民政府との往復文書の管理に関する書類」に含まれる沖縄民政府が作成・收受した文書を紹介したい。

2-2-1 米軍政府に関する文書（フライマス文書）

本論第2節冒頭で述べたが、当館には「沖縄関係資料」と総称する資料群があり、米国民政府や琉球政府の職員らが収集・保管していた「個人文書」、沖縄県祖国復帰協議会などの団体や政党、放送局などが保管していた「団体文書」、那覇地方裁判所などの日本政府機関等が保管していた「国・地方公共団体の文書」、および琉球王国時代の文書等（档案史料、古文書）が含まれる。ここで紹介する「エドワード・フライマス文書」は、この沖縄関係資料中の「個人文書」に含まれる資料群である。

フライマス氏は、45年（昭和20）にフィリピン、そして「日本」の占領業務を担当した後、沖縄の軍政府に従事するため、46年（昭和21）5月に陸軍将校として沖縄に赴任した。47年（昭和22）11月の除隊後も文官として軍政府に従事し、50年（昭和25）12月のUSCAR設立以降も継続して勤め、USCAR 総務部長や渉外局長などの要職を歴任する。66（昭和31）年には沖縄を離れ、ワシントンの国防省にて国際問題担当陸軍次官代理の特別補佐官として沖縄の施政権返還に携わり、74年（昭和49）12月に退官するまで陸軍に勤務した。彼の沖縄での業務は、占領初期の住民への食糧配給、「日本」を含む「琉球列島」域外との引揚げに始まり、その後は、歴任した総務部（行政法務部時代を含む）や渉外局に関する多様な職務を担当した⁵⁴。「日本」からの引揚げを取り扱う本論にとって、フラ

⁵³ 仲本和彦「沖縄における軍政初期（1945～1946年）米側資料について」『沖縄県公文書館研究紀要第14号』（沖縄県文化振興会2012年）pp.1-8

⁵⁴ フライマス氏の経歴については、仲本和彦「海外からの“地域資料”の受入れ：「フライマス・コレクション」の受贈手続きを通して学んだこと」『沖縄県公文書館研究紀要第5号』（沖縄県公文書館2003年）pp.25-38、福地洋子「フライマス・コレクションに含まれる軍政期資料について」『沖縄県公文書館研究紀要第8号』（沖縄県公文書館2006年）pp.27-36を参照。また以下のUSCAR文書からもフライマスの経歴を知ることができる。“Departing USCAR Liaison Director Receives Letters of Appreciation”（1966.6.3, News Release 66-181）『Freimuth, Edward O.』（0000045041）沖縄県公文書館所蔵

イマス氏がきわめて重要な人物であることは、上述からも明らかだろう。

USCAR の総務や渉外という多様な業務を扱う部局に彼がいたことから、フライマス文書には「琉球列島」に関する政治・経済・文化など、職務遂行上で必要とされた公文書や研究論文、パンフレットや新聞の切り抜き等が含まれている⁵⁵。当館ではフライマス氏が自宅で保管していたコレクションの原秩序を踏まえ、図書や公文書などの文書形態を第一階層とし、次に第二階層として「沖縄統治に関する文書」や「在沖米軍に関する文書」など、内容に基づくシリーズ分類を行っている。

このように幅広い文書形態・内容から構成されるフライマス文書の意義に関しては、とりわけ次の二点を指摘することができる。第一に、軍政期からの一次資料が多く含まれ、米軍占領以降の歴史を検証する上で USCAR 文書を補完しえる点、第二に、沖縄現地の軍政府資料だけではなく、業務上必要であった上位機関（米極東軍司令部や連合軍総司令部）が発した文書も含むことから、「琉球列島」現地で起きた歴史事象を、米国による広域的な支配の枠組みで再考する際の重要な手掛かりを与えてくれる点である。例えば、シリーズ「文書類（米国の沖縄統治に関する文書）」や「文書類（沖縄に関する雑書）」には、USCAR 設立以前の軍政期の資料が多く見られるが、これらには当時の統治実態を把握する上できわめて重要なフォルダや文書が含まれている。事実、米陸軍が編纂した軍政期に関する公式の歴史書『琉球列島の軍政 1945-1950』⁵⁶でも、重要な参考文献としてこれらの資料群が利用されている⁵⁷。詳述すると、同書では、沖縄における軍政の成立過程を記述する際、任務として沖縄で軍政を実施するよう明示した 1945 年（昭和 20）3 月付、米国太平洋艦隊および太平洋総司令官ニミッツが第 10 軍司令官宛に発した文書“Political, Economic and Financial Directive for Military Government in the Occupied Islands of the Nansei Shoto and Adjacent Waters”（Cincpac File A17-10/A1-1 (10) 1945.3.1）⁵⁸が使われ、また引揚げに関する記述では、*Okinawa Repatriation 1946-1948* というフォルダに収録された諸文書が重用されている⁵⁹。付言すれば、「日本」から「琉球列島」への引揚げに関する文書に関して、後者は、資料集として公刊され、比較的容易に閲覧できる SCAPIN だけではなく、47 年（昭和 22）9 月時点で琉球軍司令部の上位機関にあたるフィリピン - 琉球軍司令部の回章や極東軍司令部の電信をも含み、引揚げ計画を包括的に検証する際に非常に有益な資料である。そこからは、様々な方針に基づいて職務を遂行するために必要であったと目される諸文書を、フライマス氏が丁寧に保管し、利用していた姿が想像できるだろう。

ただし、フライマス文書等の個人文書に限った話ではないが、特定の業務や目的に則して綴られた簿冊・フォルダが関係文書を完全に網羅しているわけではなく、重要な指令などが欠落していることもある。例えば、上記 *Okinawa Repatriation 1946-1948* には、「琉球人」の引揚げ終了を規定した SCAPIN 1950「琉球人の帰還終了」の収録がない。このように、上記フォルダは非常に貴重であり情報に富む資料だが、利用者は、様々な情報を組み合わせて検証することが求められるだろう。

⁵⁵ 仲本、前掲「海外からの“地域資料”の受入れ」および福地、前掲論文。

⁵⁶ Arnold G. Fisch, *Military government in the Ryukyu Islands, 1945-1950* (Washington, D.C.: Center of Military History, U.S. Army 1988) なお本書は、財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室 編『沖縄県史 資料編 14 琉球列島の軍政』（沖縄県教育委員会 2002 年）に全訳されて収録されている。

⁵⁷ 仲本、前掲「海外からの“地域資料”の受入れ」および福地、前掲論文。

⁵⁸ *Directives and Proclamations for Military Government, Okinawa* 沖縄軍政府に対する指令及び布告（0000024655）沖縄県公文書館所蔵

⁵⁹ *Okinawa Repatriation 1946-1948*（0000024661）沖縄県公文書館所蔵

2-2-2 沖縄民政府に関する文書（米国民政府との往復文書の管理に関する書類）

GHQ/SCAPによって計画された引揚げは、第1節に述べたように、1946年（昭和21）8月から49年（昭和24）にかけて実施された。その間、軍政府の管理下で引揚げ業務を担ったのは沖縄民政府であった。沖縄民政府は、海軍軍政府指令第156号「沖縄中央政府の設立」⁶⁰により、46年（昭和21）4月22日に設置された機関で、その中に軍政副長官に責任を負う任命制の知事と、その知事の諮問機関たる沖縄議会が設けられた⁶¹。同政府は、50年（昭和25）11月に初の公選知事および議会議員によって構成された沖縄群島政府ができるまで継続する。「民政府 Civil Administration」という名を付与されているが、45年（昭和20）8月20日に米軍政府の諮問機関として設置された沖縄諮詢会の組織と人事を引継ぎ、また戦前の翼賛選挙で選ばれた県会議員が沖縄議会のメンバーに就任するなど、沖縄民政府の実体は「住民自治」に遠い機関であった⁶²。しかし、沖縄民政府は、軍政府の管理下で実務機関として様々な民事業務を担当しており、そこには引揚げに関する業務も含まれていた。「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画の実相を明らかにする上で、軍政府の指示で現場の実務を担った沖縄民政府の文書も、米軍機関の文書と同様に重要性をもつ。ここでは、沖縄民政府の文書を、琉球政府文書に含まれる資料から紹介したい。

琉球政府文書には、52年（昭和27）4月1日設立の琉球政府が作成・収受した文書を中心に、同政府が保管していた前進機関、すなわち沖縄諮詢会・沖縄民政府・沖縄群島政府・琉球臨時中央政府等が作成・収受した文書も含まれている。琉球政府は、施政権返還前の71年（昭和46）11月に、日本政府機関が担当する事務となるため国に引き継ぐ文書以外、原則としてすべての保管文書を廃棄せずに現地保存する方針を立て、沖縄県に引き継ぐことを決定した。そして、沖縄県に引き継がれた琉球政府文書は沖縄県立図書館史料編集室を経て、95年（平成7）5月、当館に移管された。当館では、琉球政府の文書について、琉球政府閉庁時に保管していた組織に基づき各簿冊を局単位の資料群に編成している⁶³。さらに各組織の事務分掌および琉球政府文書の中に含まれる文書事務に関する書類を参考に、事務内容に即して上記の資料群に含まれる簿冊をシリーズという下位区分に分類している⁶⁴。各簿冊は、このように第一階層として閉庁時の局・課に基づく資料群、さらに第二階層として資料群の下位区分たるシリーズに属することになる。本論で議論すべき沖縄民政府の文書を閲覧する場合、主に「琉球政府以前の行政組織」のシリーズ「沖縄諮詢会、沖縄民政府、沖縄群島政府」が重要となるが、ここでは、「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画を特に軍政府とやり取りした文書から辿るべく、琉球政府文書の総務局 渉外広報部 文書課のシリーズ「米国民政府との往復文書の管理に関する書類」（以下、往復文書とする）を取り上げる。

往復文書は、46年（昭和21）から72年（昭和47）まで、軍政府やUSCARといった「琉球列島」の民事を担った米軍機関と、沖縄民政府や琉球政府等の住民側行政機構との間でやりとりされた文書で構成されている。往復文書には、琉球政府とUSCARの間だけではなく、その前身機関における軍

⁶⁰ Central Okinawan Administration, Creation of (1946.4.22 海軍軍政府指令第156号)『海軍軍政府指令/Naval Military Government Directive 1946年 第084号～第156号』(RDAP000002) 沖縄県公文書館 RDA

⁶¹ 波平常則「沖縄民政府」沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科 上』(沖縄タイムス社1983年) p.587

⁶² 大城、前掲『琉球政府』pp.17-60

⁶³ 「琉球政府文書の概要」財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部編『琉球政府文書目録 第1編 総務局』(沖縄県公文書館2005年) pp.1-5 なお、2016年度(平成28)に資料群の再編を行い、17年(平成29)11月現在、琉球政府文書は、10局1室、2支庁、会計検査院、人事委員会および立法院に加え、総務局保管の琉球政府以前の行政組織の文書を独立させ、17組織編成としている。

⁶⁴ 豊見山和美「公文書目録データベースにおける階層構造の表現に関する試み～琉球政府文書を例に～」『沖縄県公文書館研究紀要第3号』(沖縄県公文書館2001年) pp.47-55

民間のやり取りも含まれ、占領初期から継続して文書が綴られていて貴重である⁶⁵。またその内容を見ると、「覚書、報告書、要請書、統計、立法案、会社定款、財政、銀行監査等」⁶⁶が含まれており、沖縄戦後史をめぐる様々な歴史事象に関して、A.P. ジェンキンズ氏の言を借りれば、「沖縄における米国側と琉球側双方の空白を埋め、日常的なやり取りを理解するのに役立つ」⁶⁷重要な資料群といえる。これらの特質は、むろん引揚げ計画が展開した40年代の往復文書にも妥当する。

以上の往復文書の性格をふまえ、同文書の特質を二点ほど指摘することができるだろう。特質の第一点は、米国統治期のあらゆる規模の施策を、行政の末端レベルの文書で検証できるという性格である。例えば、往復文書には、布告・布令・指令で規定された事業を実施する際に軍政府から出された詳細な指示や諸規程が収録されていて、当時の施策を分析する場合、より住民に密着した局面がわかる可能性がある。具体的には、48年（昭和23）6月のB円への切替の際の沖縄民政府への指示などが該当しよう⁶⁸。また関連して、新聞等で特定の書簡等の存在が明らかの場合、日付等を参考にオリジナルの英文を発見できる可能性も大きいと考えられる。特質の第二点としては、ある歴史事象を一連の文書の流れで追跡できることが挙げられる。受領文書、発送文書、受領・発送文書を併読することで、他の文書で「参照文書」として示される文書が発見できることがあるが、その結果、例えば土地収用と立退き撤回の陳情、さらに米国民政府の拒否回答など一連の手続きがわかる場合がある。

このように往復文書には、軍政府との直接的な関係で展開し、住民に密接にかかわる業務が詳細にわかる文書が豊富に含まれている。なお補足すると、当館で往復文書として編成された資料群には、沖縄群島に位置した行政機構の文書のみが含まれ、琉球政府成立以前の沖縄民政府および沖縄群島政府、そして四群島を統合した琉球政府およびその準備組織的な琉球臨時中央政府の文書で編成されている⁶⁹。他群島については、「琉球政府文書 琉球政府以前の行政文書」のシリーズ「八重山支庁、八重山民政府、八重山群島政府」に、八重山群島の行政機構（八重山支庁、八重山民政府、八重山群島政府）と現地軍政機関（南部琉球軍政官府）とのやり取りに関する文書がみられる。

以上、第2節を通してGHQ/SCAPの文書、沖縄の軍政府で引揚げを担当したフライマス文書、琉球政府文書に含まれる沖縄民政府時代の往復文書を紹介した。先述したように、当館では、東京と沖縄、占領者と被占領者からなる行政機構など、階層を異にする機関の文書を利用者が一か所で閲覧できるが、この点は利用者にとって非常に有効だと思われる。

3 「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画の諸側面—引揚げ関係資料から見えること—

第1節で参照したように、「日本」から「琉球列島」への引揚げについて、日本政府に対する指令（SCAPIN）や「琉球列島」の軍政府の布告・布令レベルは、公刊された資料などで比較的容易にみ

⁶⁵ なお、簿冊数で見れば、特に50年代後半から60年代前半のものが最も多い。（公財）沖縄県文化振興会 編『琉球政府文書デジタルアーカイブ 琉政だより』No.4（2017年9月）

⁶⁶ A.P. ジェンキンズ（大城美也子 訳）「情報の共有：アーキビスト間及びアーキビストと利用者（琉球政府対米国民政府）往復文書ケーススタディ」『沖縄県公文書館研究紀要第6号』（沖縄県公文書館2004年3月）p.25

⁶⁷ 同前 p.26

⁶⁸ 「通貨切替案」（1948.6.26 琉球列島米軍政本部）『対米国民政府往復文書 1948年 受領文書』（R00165450B）沖縄県公文書館 RDA

⁶⁹ この点は、ジェンキンズ氏も往復文書のもつ「限界」の一つとして指摘している。なお、ジェンキンズ氏は、往復文書の「限界」について、文書のもつ「不明確さ」と「欠落部分がある可能性」という他の2点にも言及している。前者は、「日常的なやり取り」という往復文書の特質に規定され、住民からの要請に対する拒否回答など特定の案件に対する諾否のみが記され、その理由が全く不明な文書の存在を指す。後者は、往復文書が収録する文書の広範性にもかかわらず、全てを網羅するわけではない点を示している。A.P. ジェンキンズ、前掲論文 pp.28-29

ることが可能である。しかし、指令や布令以下の規程、あるいは引揚げをめぐる政策決定過程や計画実施後の当局の情勢認識などは、未だ利用者が当館等の公文書所蔵施設に来館するかデジタル・アーカイブズ等を利用して資料を調査・収集することが求められる。そこで、本節では、上記で紹介した資料群から、「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画に関する文書等を紹介し、利用促進につながることを望みたい。

第2節1で紹介したGHQ/SCAP参謀第三部文書には、「日本」から「琉球列島」への引揚げに直接かかわる「Ryukyu File」のマイクロフィッシュが6件ある。まず、この中から引揚げ計画の策定や占領当局者による実施状況に関する認識がわかる文書を紹介したい。例えば、第1節2に記した「集団送還」(第2期)に備え、「非日本人」とも一括される「朝鮮人、中国人、琉球人および台湾人」に対する登録の一環として、1946年(昭和21)2月17日付のSCAPIN 746号に基づき、同年3月18日に実施された「琉球人」の登録に関する統計が、同年3月24日付「太平洋および南西太平洋地区総司令部 在日琉球人(引揚げ希望)県単位」と題されて収録されている⁷⁰。ここには、各都道府県に居住する「琉球人」登録者が、北部諸島(奄美)、沖縄、南部諸島(宮古・八重山)と群島別で地図上に書き込まれているが、本統計は、GHQ/SCAPと46年(昭和21)7月以降「琉球列島」も管轄した米太平洋陸軍との間で、引揚げ計画を立てるべく共有された資料だとみられる。

ほか関連する文書として、47年(昭和22)10月16日付で、GHQ/SCAP参謀第一部が同法務局に対して、勅令207号「外国人登録令」に基づき「琉球人」を朝鮮人たちと同様に「外国人 aliens」と認識するよう米第八陸軍に勧告し、また日本政府に「外国人登録」をせしめるよう要求した文書が注目される。その理由は、第一に「琉球列島の軍政の主要任務の一つが琉球人を日本から引き離し沖縄へと再転換させること」にあるので、「在日琉球人を日本人と規定すると、この再転換に深刻な心理的影響をもたらす」点、そして第二に「琉球人」が「日本人」として処遇されると、「日本」に滞在することを望み、引揚げ計画に支障をきたすというものであった⁷¹。それに対し、翌17日付で同民政局が法務局に宛てて、「外国人登録令は、朝鮮人と台湾人に関してさえ、そのナショナルティを決定していない」として異議を唱えている⁷²。朝鮮人同様に「琉球人」にも「外国人登録」を強制する案は、結果として実施されなかったが、このように、GHQ/SCAP参謀第三部文書からは、引揚げ計画が「在日琉球人」とされる人びとの地位問題に直結しうる極めて重要な問題であったことがわかる。

次に第2節(2-2-1)で見た、フライマス文書から関係資料を紹介したい。前節でも言及した *Okinawa Repatriation 1946-1948* を、ここでも取り上げてみよう。このフォルダには、『インヌミから50年目の証言 沖縄市史資料集5』でも「琉球人の引揚げ」として既に訳出された琉球軍司令部軍政府作成の“Ryukyuan Repatriation: 1 July 1946 to 31 December 1946”⁷³、台湾からの引揚げ者に関する“10,132 Okinawans soon to enter the jurisdiction of United States forces”という文書とともに、“Okinawa Repatriation 1946-1948”という引揚げ計画に関する文書を時系列的に集めたファイルが綴じられている

⁷⁰ “General Headquarters Army Forces in the Pacific and Southwest Pacific Area Ryukyuans in Japan (Desirous of Repatriation) Location by Prefecture Basis” (1946.3.24 IJG Information) *Repatriation Repatriation from Areas Controlled by CINCPAC and AFWESPAC* (U90002876B) 沖縄県公文書館所蔵 なお、当館所蔵のGHQ/SCAP文書は、国立国会図書館のタイトルと一部異なるものがあり、その場合、当館HP資料検索の「資料解説」に記載している。本資料の場合、国立国会図書館のタイトルは、*Ryukyu File #1: Closed 31 March 1946* である。

⁷¹ “Registration of Ryukyuans” (1947.10.16 GHQ/FEC Check Sheet) *Registrations of Ryukyuans Ryukyu File #4: 1 September 1947 to 17 October 1947* (U90002879B) 沖縄県公文書館所蔵

⁷² 前掲 “Registration of Ryukyuans” (1947.10.17 GHQ/FEC Check Sheet)

⁷³ 沖縄市企画部平和文化振興課『インヌミから50年目の証言 沖縄市史資料集5』(沖縄市役所1995年) pp.197-238 以下、この報告書については、この日本語訳を参照。

る⁷⁴。軍政府作成の上記報告書「琉球人の引揚げ」によると、第1節で論じた1946年（昭和21）8月から開始される「集団的送還」の実施にあたって、同年7月22日に東京で開催された会議に、軍政府副長官クレイグ大佐ら4名が沖縄から参加したと記述されている⁷⁵。だが、同報告書に会議の内容は記されておらず、その詳細が不明であったが、上記“Okinawa Repatriation 1946-1948”には、“Repatriation to Ryukyus and Logistical Support Thereof, Conference at AFPAC 22-26 July 1946”と題された会議録等が綴じられていて、上記7月22日の会議模様が判明する。その資料からは、軍政副長官クレイグが引揚げ者の検疫などを懸念し、上位機関の米太平洋陸軍などに支援を求めている様子を知ることができる。

このように、GHQ/SCAP文書およびフライマス文書からは、指令や布告などの背景またはそれを運用する過程で占領当局者らが抱いた懸念等を示す文書、あるいは引揚げ計画を具体的に決定していく会議録や運用上の規定などが含まれていることがわかる。

では、軍政府の管理下で引揚げ業務を末端で担った沖縄民政府の文書（往復文書）には、どのような文書が見られるだろうか。例えば、先述の軍政府報告書「琉球人の引揚げ」には、自己が受け持った引揚げ政策を軍政府が自賛する記述があり、沖縄民政府職員の協力も得て「取扱規程 Standing Operating Procedure (SOP)」を策定し、米陸軍要員の監督下、引揚者を受け入れる収容所（久場崎とコステロ）の運営を「現地の運営職員（native operating personnel）」に担当させたことが成功の鍵だったと述べている⁷⁶。同報告書中に「取扱規程」の添付はないが、第2節（2-2-2）で見た沖縄民政府時代の往復文書には、「沖縄到着帰還者受入処理、及移動等取扱手続準則 沖縄民政府職員用取扱手続準則」をはじめ⁷⁷、軍担当者（軍医による消毒）と沖縄住民スタッフの役割分担を定めた「帰還者受入移動手続」⁷⁸、収容所の「現地の運営職員」リスト（ただし個人情報保護のため氏名マスキングでネット公開）⁷⁹など、報告書が言及した諸規程が綴じられている。これらにより、軍政府の報告書だけではわからない、20万近くの引揚者に対するより詳細な処遇の実相を知ることができるだろう。

このように、当館所蔵の占領者側および住民側の行政機構の文書を横断的に見ることで、政策の背景や占領当局者らの懸念や関心の所在、そして沖縄現地で軍政府の管理下に引揚者を受け入れた沖縄民政府の担当業務など、「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画に関する広範な問題を調査する上で、有力な資料に出会うことが可能になると考えられる。

ところで、引揚げ関係資料を含めた当時の諸資料が、「大日本帝国」の旧「内地」を構成した領域を、米国が「日本」「琉球列島」等に分割して統治した史実に関して、いかなる歴史的な文脈で理解するのかという重要な問題をも浮上させる点に触れておきたい。「はじめに」でも書いたように、米国は沖縄を含む北緯30度以南の旧鹿児島県大島郡域と旧沖縄県全域を、「日本」とは異なる「琉球列島」

⁷⁴ *Okinawa Repatriation 1946-1948* (0000024661) 沖縄県公文書館所蔵 なおフォルダ“Okinawa Repatriation 1946-1948”は、同じくフライマス文書の *Okinawa Government 1945 - 1946* (0000024652) と合わせて、*Okinawa Government 1945 ~ 1946 Repatriation* (U00000905B) というタイトルのもとにマイクロフィルムに複製され、沖縄関係資料個人文書の「その他」の資料としても閲覧することができる。

⁷⁵ 前掲、沖縄市企画部平和文化振興課 編 p.200

⁷⁶ 同前 pp.197-199

⁷⁷ 「沖縄到着帰還者受入処理、及移動等取扱手続準則 沖縄民政府職員用取扱手続準則」（日付・作成者記載なし）『対米国民政府往復文書 1946年 受領文書』（R00165446B）沖縄県公文書館所蔵 RDA p.285 ただし、次の注78の添付と見られる。

⁷⁸ 「帰還者受入移動手続」（1946.8.12 琉球列島米軍政本部）『対米国民政府往復文書 1946年 受領文書』（R00165446B）沖縄県公文書館所蔵 RDA p.131

⁷⁹ “Supplemental Budgets, A Request for Your Arrangements for”（1946.8.15 General Affairs Department, OCA）『対米国民政府往復文書 1946年 発送文書』（R00165445B）沖縄県公文書館所蔵 RDA p.83

という施政域に再編して統治した。そして、第1節に記したように、この分割を自明視する米軍には、被植民地人に明確に位置づけられていた朝鮮人や台湾人とともに、「琉球人」を「非日本人」とみなす認識が存在した。こうした「日本」と「琉球列島」、そして「日本人」と「琉球人」を異なる範疇に差配し、占領上の処遇を分ける姿勢は、60年代前半までの「琉球列島」統治に通底する視線であったとされるが⁸⁰、この背景には、とくに1879年（明治12）の「琉球処分」において都道府県の一部に組み込まれた旧沖縄県がもった「大日本帝国」に対する両義性が反映したとも指摘されている⁸¹。

また、こうした「大日本帝国」下の旧沖縄県の両義的な位置づけは、住民たちの認識にも見られるあり方である。例えば、引揚げ計画がまさに実施されていた頃、当時人民党員であった兼次佐一は、1947年（昭和22）に「我々には今まで一等国民であったものが今日の劣等国民になり下り敗戦国とは云へ落付いて来た」⁸²と語る一方、49年（昭和24）には「琉球民族程哀れなものが居るか昔から侵略をされてゐる。やれ日本語だ英語だと何等民族的言葉を保ち得ない」⁸³と述べている。これらの発言は、「大日本帝国」下での旧沖縄県の位置づけが兼次にあつて揺らいでいたことを示すのではないだろうか。むろん沖縄群島の政治家たる兼次の言葉を、「琉球列島」の全住民に敷衍することには慎重であるべきだが、少なくとも、住民側においても米国統治下の「琉球列島」とされた地域のあり方をめぐって、「大日本帝国」下の歴史の再審を伴うかたちで見直され、これからの歩みをどのようなものとして希求するのかという認識（批判や正当化など）に直結して問われていた様子が見えがえる。「日本」と「琉球列島」とを区分する地域再編過程において、「住民移送」として実施された引揚げ計画をめぐる資料にも、同様に戦後史に限定されぬ沖縄近現代史を通じた諸問題を検証するための糸口が埋め込まれていると思われる。

以上、本節を通して見たように、引揚げ関係資料等を通して、「日本」から「琉球列島」への引揚げという歴史事象を検討することは、史実の確認作業を超え、沖縄近現代史をめぐる広範な問題へと利用者を誘う可能性に満ちていると言えるだろう。

おわりに

本論では、「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画に焦点を当て、当館所蔵の引揚げ関係文書の全体像を、横断的に紹介してきた。述べてきたように、当館は、米国収集資料やフライマス文書などの個人文書など占領当局者の資料、そしてその管理下で実務を担当した琉球政府文書など幅広い資料群を収集・保管している。引揚げ計画に関して述べると、当館は、「日本」での引揚げ業務をGHQ/SCAPの下で担った日本政府文書を欠いているものの、米国側および沖縄群島を中心とする住民側行政機構の資料群を一か所で閲覧できることが特筆される。このことは当館の魅力であり、各資料群の性格を考慮に入れて資料調査を行うことで、「日本」から「琉球列島」への引揚げ計画について、有効な調査が進められるだろう。また、引揚げ関係資料を通じて、戦前期の旧沖縄県の位置づけなど、沖縄の近現代史をめぐる極めて重要な論点を考察する契機にもなるとと思われる。

⁸⁰ 宮城悦二郎『占領者の眼』（那覇出版社1982年）とくにpp.17-47

⁸¹ 例えば、大濱徹也氏はこの両義性を、旧沖縄県の「日本の内国植民地」という位置性に由来するものと指摘する。大濱徹也『刀水歴史全書47日本人と戦争—歴史としての戦争体験—』（刀水書房2002年）p.164

⁸² 「沖縄人民党演説会開催に関する件」（1947.9.9 塩警保第263号）『沖縄人民党に関する書類綴 1948年01月〜』（R00000475B）沖縄県公文書館 RDA p.18

⁸³ 「三党合同時局対策演説会記録」（1949.5.6 総務部庶務課）に含まれる人民党の兼次佐一の発言。『政党に関する書類綴 1948年1月〜』（RDAE000237）沖縄県公文書館 RDA p.55